

くともいきいき暮らしらせるまちに

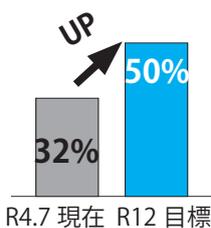
男女共同参画週間 8月1日～7日



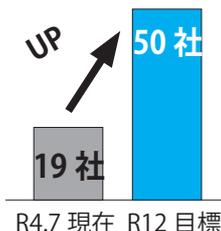
男女参画・市民相談課 ☎65・1233

男女がともに生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、第3次新居浜市男女共同参画計画を中心にさまざまな取り組みを行っています。

▼これまでの取り組みの成果
審議会における女性の登用率



新居浜市女性活躍等推進事業所
認証数



▼ロビー展について

8月3日(水)～10日(水)に図書館で男女共同参画に関するロビー展を開催します。

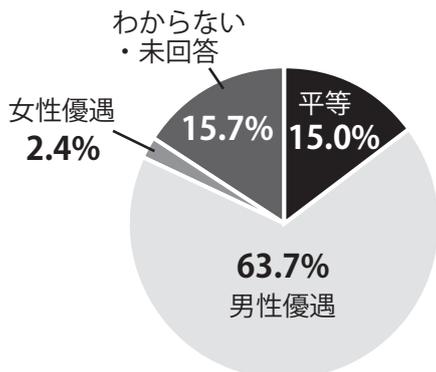
ぜひ、お立ち寄り
ください



男女参画・市民相談課 大成

▼性別で区別した固定的な思い込みや偏見(ジェンダーバイアス)を抱いていませんか。

「男女共同参画社会」とは、仕事、家庭、地域活動などの様々な分野で、男女のどちらかに負担や責任が偏ることなく、自らの希望に沿った形で活躍できる社会のことです。皆さん一人一人の意識改革によって、誰もが輝ける社会の実現を目指しましょう。



令和2年3月新居浜市男女共同参画社会に関する市民意識調査結果

■市有財産(土地)の売却

管財課 ☎65・1222

市有財産(土地)を
一般競争入札により売却します。

▼入札参加申込方法

入札参加希望者は一般競争入札参加申込書に必要事項を記入し、添付書類とあわせて管財課まで提出してください。申込書などの書類は管財課にあります(管財課のHPからのダウンロードもできます)。

▼受付期間

8月1日(月)～19日(金)

平日8時30分～17時15分

▼入札日時

9月14日(水) 午前9時30分～

▼入札場所

市役所4階(41会議室)

▼その他

※売却物件は現状有姿での引き渡しとなります。事前に現地の状況や都市計画法、建築基準法、その他の関連法令による制限などを確認してください。

※申込資格、各物件の地図・写真・公図などは管財課HPを確認してください。

	所在地	地目	面積	最低売却価格
1	坂井町一丁目 1138 番	宅地	243.41㎡	1,436 万円
2	平形町甲 815 番 149	宅地	78.11㎡	166 万円
3	篠場町 533 番 9	宅地	166.21㎡	202 万円
4	東雲町一丁目乙 292 番 12	宅地	633.41㎡	1,150 万円
5	岸の上町一丁目甲 2806 番 32	宅地	88.00㎡	147 万円
6	垣生六丁目甲 1430 番 2	雑種地	923㎡	419 万円
7	阿島二丁目甲 1015 番 257	雑種地	369㎡	559 万円
8	阿島二丁目甲 1015 番 75	雑種地	369㎡	670 万円
9	西連寺町二丁目 1207 番 5 外 2 筆	雑種地・宅地	244.68㎡	297 万円
10	西連寺町二丁目 1244 番 1 外 2 筆	宅地	1,623.60㎡	1,719 万円

今回の売却物件です



管財課 武田

令和4年上半期火災状況

消防本部予防課 ☎65・1342

令和4年上半期（1月～6月）の火災状況がまとまりました。出火件数は20件で前年比1件減となっています。

▼出火原因ワースト1位は「火入れ」

火災は、私たちの生活の中で使う身近なものが原因で発生します。火の取り扱いには細心の注意を払い、「その場を離れない」、離れる時は「必ず火を消す」ようにしましょう。ちよつとした油断が大きな災いとなります。

んろ・放火の疑いほか」となっています。

▼住宅用火災警報器の設置

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。火災の早期発見が皆さんの大切な「命」や「財産」を守るための力ぎとなります。

まだ設置していない家庭は早急に設置してください。既に設置している家庭は半年に1回を目安に点検をお願いします。

火災概況（過去5年間の比較）（各上半期）

	出火件数	死者（人）	負傷者（人）
30年	17	1	3
元年	17	3	2
2年	17	0	2
3年	21	1	4
4年	20	1	0

火災警報器を設置しましょう



消防本部予防課 青野

令和4年度全国統一防火標語

「お出かけは

マスク戸締り

火の用心」

あなたの創業・起業を応援します

産業振興課 ☎65・1260

市では県内の民間企業と連携しながらさまざまな創業支援を行っています。創業に興味がある人、創業したばかりの人を対象とした支援メニューを準備しています。ぜひ活用してください。

■いよぎん新居浜・西条みらい起業塾

全4回、グループ演習を取り入れた実践的な講座です。関心がありましたら、申込フォームよりお申し込みください。

▼場所

（第1回・2回）

新居浜商工会議所

（第3回・4回）

西条市地域創生センター

▼日時

8月31日(水)、9月7日(水)、14日(水)、21日(水) 各回19時～21時

▼講師

飯尾 渉（ワクタル デザイン & イノベーション代表）

▼問い合わせ先

伊予銀行地域創生部

☎089・907・1074

さまざまな創業支援を用意しています



産業振興課 豊田

■新居浜市創業支援補助金

市内で新たに事業を開始して1年以内の中小企業者は、補助金を受け取れる場合があります。詳細につきましては、産業振興課までお問い合わせください。

■創業相談窓口

次の窓口で随時受け付けています。

・新居浜商工会議所

☎33・5581

・日本政策金融公庫

☎33・9101

・えひめ東予産業創造センター

☎66・1111

・市産業振興課

☎65・1260

・伊予銀行 各支店

・東予信用金庫 各支店

・愛媛県信用保証協会 新居浜支所



■新居浜あかがねポイントを利用して マイナポイントがお得に受け取れます

総合政策課 ☎65・1210

マイナポイント第2弾の対象となるキャッシュレス決済サービスとして、「**新居浜あかがねポイント**」が登録されました。要件を満たせば、国、県、市それぞれのポイントを合計すると最大2万7千円分のポイントが受け取れます。また、新居浜あかがねポイントでは、10%還元キャンペーンを実施！

▼マイナポイント申込期間

7月19日(火)～令和5年1月31日(火)

▼問い合わせ先

新居浜市マイナポイント

サポートセンター

☎65・1238

【受付時間】

平日8時30分～17時15分



総合政策課 大西

お得なポイントをぜひ活用してください

3つの要件の合計で
最大2万円分の
ポイント

- マイナポイント第2弾の付与要件とポイント
- 国・県・市のそれぞれのポイントを受け取るためには？
- (国) マイナポイント第2弾の付与要件とポイント
- マイナンバーカードの新規取得 5千円分のポイント
- 健康保険証としての利用申し込み 7千500円分のポイント
- 公金受取口座登録 7千500円分のポイント

最大4千円分の
ポイント

2つの要件の合計で
最大3千円分の
ポイント

- (県) 愛媛県版マイナポイントの付与要件とポイント
- 健康保険証としての利用申し込み 7千500円分のポイント
- 公金受取口座登録 両方の要件を達成した場合のみ 4千円分のポイント
- (市) 市プレミアムポイントの付与要件とポイント
- 健康保険証としての利用申し込み 1千500円分のポイント
- 公金受取口座登録 1千500円分のポイント



マイナポイント 第2弾



10%ポイント還元
キャンペーン



お知らせ！

▼第1弾「新居浜あかがねポイント10%還元キャンペーン」のお知らせ！

新居浜あかがねポイント応援加盟店を利用した際、利用金額の最大10%が付与されます。

【実施期間】

8月1日(月)～31日(水)

(注意事項)

- ・キャンペーンでの個人のポイント付与上限は、5千円分となります。
- ・キャンペーン予定額上限に達し次第終了します。

詳細は、総合政策課HPをご覧ください。